

法及び条例の体系図

自然公園法

(昭和 32 年)

目的：すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資すること

【自然公園の種類】

国立公園：わが国の風景を代表するもの【瀬戸内海国立公園（環境大臣が指定：国）】

国定公園：国立公園に順ずる優れた自然の風景地【西中国山地・比婆道後道後帝釈（環境大臣が都道府県の申出により指定：都道府県）】

都道府県立自然公園：都道府県の自然を代表するような優れた自然の風景地（都道府県）：法第三章関係（第 72 条から 81 条まで）条例の定めにより、指定できる。

背景・制度の趣旨

日本の優れた自然風景地の保護と利用を図るため、昭和 6 年に「国立公園法」（国立・国定）が制定された。第二次世界大戦後、多くの風景問題や利用の増大への対処及び都道府県立公園の法的整備を図るため、「自然公園法」が誕生した。

広島県立自然公園条例

(昭和 34 年)

目的は、自然公園法と同様

6 つの公園【三倉岳、南原峡、竹林寺用倉山、仏通寺御調八幡宮、山野峡、神之瀬峡】

※「生物多様性の確保に寄与すること」を追加

(平成 22 年 3 月一部改正)

自然環境保全法

(昭和 47 年)

目的：優れた自然環境の保全の推進

【自然環境保全地域の種類】

国指定自然環境保全地域：国として自然環境を保全すべき地域（環境大臣指定：国）【県内に指定なし】

県指定自然環境保全地域：都道府県として、自然環境を保全すべき地域（緑地環境保全地域を含む。）（都道府県指定：法第六章関係（第 45 条から第 51 条まで）条例の定めにより、指定できる。

背景・制度の趣旨

都市化、工業化の急激な進展に伴い公害問題の深刻化、自然環境の破壊など生活環境が著しく悪化し、現行の自然公園法等の自然保護関係法制度のみでは、自然環境の保全が困難となった。そのため、自然環境保全に関する総合的かつ基本的な法制度として、自然環境の破壊に通ずる各種行為の規制を図る「自然環境保全法」が創設された。

広島県自然環境保全条例

(昭和 47 年)

目的は、自然環境保全法と同様

○2 7 地域の県自然環境保全地域（自然公園区域以外自然環境の保全が必要な区域）【常清滝、福王寺山など】

○2 2 地域の緑地環境保全地域（自然公園、都市公園、自然環境保全地域以外で、自然環境を形成している区域）

【郡山、風土記の丘、今高野山など】

※「生物多様性の確保に寄与すること」を追加

(平成 22 年 3 月一部改正)

瀬戸内海環境保全特別措置法

(昭和 48 年)

目的：瀬戸内海の環境の保全を図るため

自然海浜保全地区：水際線付近において、砂浜、岩礁等自然の状態が維持されているもの、又は海水浴、潮干狩り等により、公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当と認められる地区（瀬戸内海の関係府県指定：法第 12 条の 7、第 12 条の 8）条例の定めにより、指定できる。

広島県自然海浜条例

(昭和 55 年)

目的は、自然海浜の保全及び適正な利用を図るため

1 9 地区の自然海浜地区（自然公園区域及び自然環境保全地域外）

【阿多田島長浦、百島など】

背景・制度の趣旨

瀬戸内海において、人口及び産業の発展に伴う開発等により、人工海岸が増加しており、自然海浜は、海水浴、潮干狩り等のレクリエーションの場として貴重な価値があり、これを保全することは瀬戸内海の環境保全上、極めてその必要性が高いため、瀬戸内海の環境保全対策の一環として、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に、新たに「自然海浜保全地区制度」が創設された。

【地方自治法】

第 14 条 普通公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

③ 普通公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁固、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。